

中小漁業融資保証法第2条第3項第3号の規定に基づく  
主務大臣が指定する資金を定める件の一部改正について

令和7年5月  
水産庁水産経営課

## 1 現行制度

中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号。以下「法」という。）に基づく漁業信用保証保険制度は、漁業信用基金協会が金融機関から資金の貸付けを受ける中小漁業者等の債務を保証する「保証制度」と、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）が保証保険を行う「保証保険制度」の二つを合わせ持つ制度であり、中小漁業者等の信用力を補完し、漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすることにより、漁業及び水産加工業の振興を図る制度である。

このうち基金が締結することのできる保険契約の対象資金については、法第69条第1項において「漁業近代化資金等」と規定されている。この漁業近代化資金等の定義については、法第2条第3項において、漁業近代化資金、沿岸漁業改善資金及び「中小漁業者等の事業又は生活に必要なもののうち、漁業又は水産加工業の経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するもの」とされており、具体的には、「中小漁業融資保証法第二条第三項第三号の規定に基づく主務大臣が指定する資金（平成10年6月19日大蔵省・農林水産省告示第46号。以下「法第2条資金告示」という。）」において規定されているところである。

## 2 改正の趣旨

- (1) 現在、漁村では全国平均を上回る速さでの人口減少や高齢化の進行等によって活力が低下しており、漁村のにぎわいを創出していくことが重要な課題となっていることから、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業の振興により、漁業経営基盤の強化を図り、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要である。
- (2) 一方で、法第2条資金告示に規定されている資金のうち、海業に利用可能な資金（同告示第4号に規定する「漁業又は水産加工業の経営の改善に資することを目的とする事業に必要な資金」）の対象に、一部の中小漁業者等が含まれていないことから、今般、法第2条資金告示を改正することとする。

## 3 改正の概要

法第2条資金告示第4号において、海業に利用可能な資金（漁業又は水産加工業の経営の改善に資することを目的とする事業に必要な資金）の対象となっていない法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる者を対象となるよう追加する。

## 4 施行期日

令和7年7月1日